

議案第 3 1 号参考資料 2

利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条 省略 (課税免除) 第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 8 条の 9 第 1 0 項第 1 号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5, 0 0 0 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお	第 1 条 省略 (課税免除) 第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 8 条の 9 第 1 0 項第 1 号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5, 0 0 0 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお

ける当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)・(2) (略)

第3条以下省略

ける当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)・(2) (略)

第3条以下省略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。